

請求されたお金を支払う前に、悪質業者の言った言葉やその手口を詳細に記録しておき、相手の行為に法令違反があると思われる場合は、消防、警察、消費生活センターに相談しましょう。



# 消火器の訪問点検による トラブルにご用心

**高額請求・返却拒否・支払強要  
が続出しています**



彼らのターゲットはあらゆる事業所

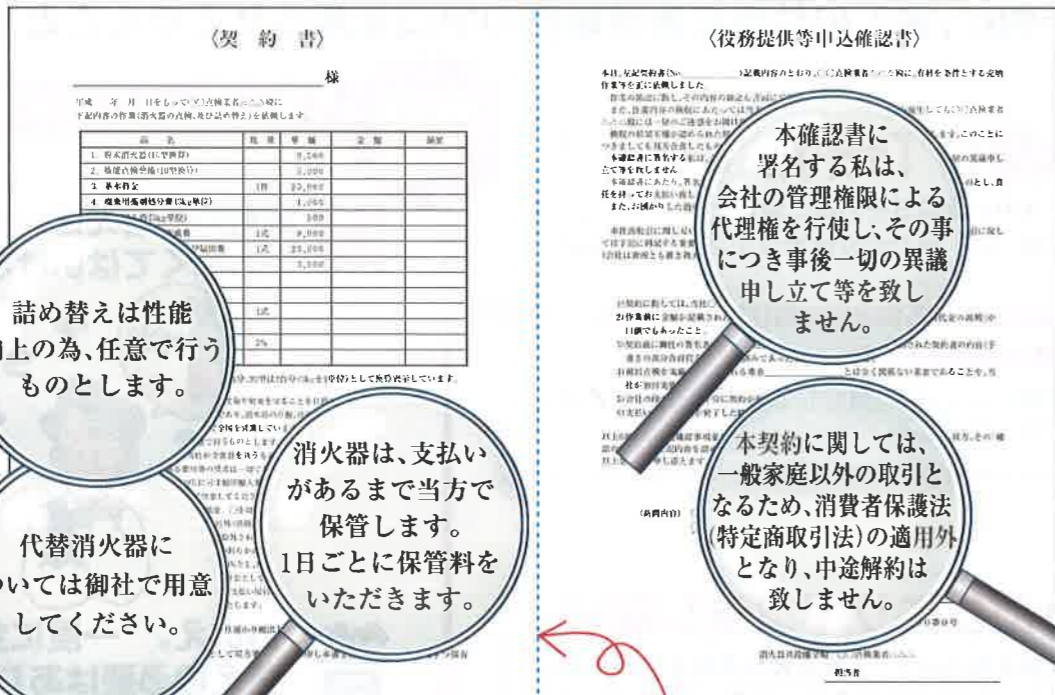
- 工場、作業所
- 事務所ビル
- スーパー、小売店
- 学校、病院
- マンションなど

しかも、受付や派遣社員、アルバイトなど、消火器の点検に詳しくない社員を狙ってきます。

この資料は、社員全員に回覧してください。

預かり証と思ってサインした書類は、こんな書類かも知れません。

(例)



詰め替えは性能向上の為、任意で行うものとします。

代替消火器については御社で用意してください。

消火器は、支払いがあるまで当方で保管します。1日ごとに保管料をいただきます。

本確認書に署名する私は、会社の管理権限による代理権を行使し、その事につき事後一切の異議申し立て等を致しません。

本契約に関しては、一般家庭以外の取引となるため、消費者保護法(特定商取引法)の適用外となり、中途解約は致しません。

この線で2つ折りにして「契約書」のタイトルが見えないようにしています！悪質業者は、「役務提供等申込確認書」の部分を示してサインを求めてきます。

もし、気づかずにサインや点検の承諾をしてしまっても、慌てて請求金額を支払ったり、値引き交渉をせずに冷静に対応しましょう。

消火器の訪問点検によるトラブルについて、裁判で争われた事例としては、

- 1.大阪高等裁判所 平成15年7月30日判決  
平成15年(ネ)第1055号 動産引渡等請求控訴事件
- 2.大津地方裁判所 平成13年12月7日判決  
平成13年(ワ)第198号 請負代金請求事件

▼上記の判決文等は、消防庁ホームページをご参照ください。  
<http://www.fdma.go.jp/html/life/caution.html>  
などがあるので、参考にしてください。

なお、法的手段に訴える場合は、弁護士に相談した方が良いでしょう。

また、適正な点検を行う業者の多くは、点検が終了した消火器に、点検業者名、点検年月日、次回点検年月、発行番号を明記した点検済証を貼付します。

消火器の点検業者が来た場合は、相手の身分証明書の提示を求めて契約業者であることを確認しましょう。

消火器の点検は、消防設備士  
または消防設備点検資格者に！



点検が適正に行われた証です。

ご相談は

監修：総務省消防庁  
協力：全国消防協会  
都道府県消防主管課長会  
都道府県消防設備保守協会  
社団法人日本消火器工業会  
社団法人全国消防機器販売業協会  
制作：財団法人日本消防設備安全センター